産業廃棄物処分業許可証書換え申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事　様

申出者
住　所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏　名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号で許可を受けた産業廃棄物処分業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 10 号）等の施行に伴い、取り扱う産業廃棄物に水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を含む旨を明示するよう許可証の書き換えを受けたいので、以下のとおり申し出ます。

① 水銀含有ばいじん等

水銀含有ばいじん等を含む旨の記載を申し出る産業廃棄物 ※処分の方法ごとに区分し、該当するものを全て記載すること ※水銀回収を行う場合はその旨を記載すること	

記載を申し出る産業廃棄物及は、過不足なく記載してください。申し出により、取り扱う廃棄物は全て申告されたものと見なします。

② 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物を含む旨の記載を申し出る産業廃棄物 ※処分の方法ごとに区分し、該当するものを全て記載すること ※水銀回収を行う場合はその旨を記載すること	破砕処分：廃プラスチック類（水銀回収を行う）、金属くず（水銀回収を行う）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去によって生じたものを除く。）及び陶器くず」（水銀回収を行う）
取り扱う水銀使用製品産業廃棄物 ※申し出た産業廃棄物を全て含むように具体的に記載すること	蛍光灯、水銀体温計

※申出に当たっては、次の書類を添付すること

- 処理施設又は最終処分場の概要
- 水銀回収設備の概要、構造、回収方法等
- 保管場所・保管容器、処理施設又は最終
- 許可証の写し

環境省ホームページに掲載の「水銀廃棄物ガイドライン」等を参考にしてください。なお、申し出た産業廃棄物の種類の範囲内で取扱いが可能であれば、他の水銀使用製品産業廃棄物の処分を妨げるものではありません。

※廃棄物処理法施行規則第 10 条の 10 第 1 項に　　廃棄物処理業変更届出書を提出すること。

（日本工業規格　A列４番）